

吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則

令和6年3月19日

吉賀町規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（令和6年吉賀町条例第9号。以下「条例」という。）第24条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(禁止区域)

第3条 条例第8条第1項に規定する禁止区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(事前協議)

第4条 事業者は、条例第9条第1項の規定による協議を行おうとするときは、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 位置図（事業区域及び事業区域の土地境界から水平距離100メートルの範囲が確認できるもの）
- (2) 現況写真（事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できるもの）
- (3) 公図の写し等（事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番が確認できるもの）
- (4) 登記事項証明書の写し等
 - ア 事業区域の土地の地番
 - イ 所有者、占有者及び管理者
- (5) 次に掲げる事項が確認できる土地利用計画図
 - ア 事業区域の面積
 - イ 発電設備の型式、数量、設置方法及び合計出力
 - ウ 雨水排水の計画
- (6) 次に掲げる事項が確認できる計画縦横断面図面
 - ア 事業区域の地盤面の斜度及び土地の高低差
 - イ 発電設備の高さ及び傾き
 - ウ 発電設備の設置に伴う造成等の有無

エ 雨水排水施設の構造

オ 構造物の位置

2 町長は、前項の事前協議書が提出されたときは、関係機関と協議して審査を行うものとし、審査が完了したときは、太陽光発電事業計画事前協議済通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

（標識の設置）

第5条 条例第10条に規定する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 発電事業の名称
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 発電設備の合計出力
- (4) 設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名並びに住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (5) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 標識の設置日

（説明会の実施）

第6条 条例第11条第1項の規定による説明会は、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 発電設備の設置工事に関すること。
- (2) 防災、環境保全及び景観保全の対策に関すること。
- (3) 設置後の保守点検及び維持管理の計画に関すること。
- (4) 災害等の非常時における対処に関すること。
- (5) 撤去及び処分の計画に関すること。

2 事業者は、説明会を実施したときは、条例第13条第1項に規定する許可を受けるための申請を行う30日前までに、太陽光発電事業説明会実施報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 説明会で用いた資料
- (2) 説明会の実施状況が確認できる写真
- (3) 説明会に出席した者の名簿
- (4) 説明会の議事録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

（同意の手続）

第7条 事業者は、条例第12条第1項各号に規定する者から同意を得るときは、個人にあつて

は署名捺印により、法人等団体にあつては署名捺印又は記名押印により同意を得なければならない。ただし、同意を得られない理由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に規定する同意を得られない理由があると認められるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第12条第1項各号に規定する者の所在が明らかでないとき。
- (2) 事業者の責めに帰することができない事由により、条例第12条第1項各号に規定する者へ説明をすることができないとき。
- (3) 条例第12条第1項各号に規定する者から同意しない合理的な理由が示されないとき。
- (4) 1筆の土地に複数の隣接土地所有者がいる場合において、同意する隣接土地所有者の持分割合の合計が過半を超えているものの、残りの隣接土地所有者から同意を得られないとき。
- (5) その他町長が認める理由があるとき。

(発電事業の許可)

第8条 条例第13条第1項の規定による許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業実施許可申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 条例第12条第1項各号に規定する者の一覧及び当該同意を証する書類(同意を得られない者がいる場合は、その理由がわかる書類)
- (2) 工事内容がわかる書類
- (3) 工事工程表
- (4) 太陽光発電設備及び附属設備の構造がわかる書類
- (5) 自然環境等の保全のための措置がわかる書類
- (6) 事故等による被害を防止するための措置がわかる書類
- (7) 発電設備の維持管理に係る計画がわかる書類
- (8) 発電設備の撤去及び撤去費用の積立に係る計画がわかる書類
- (9) 事業者及び現場管理者に係る次に掲げるもの
 - ア 住民票の写し(事業者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表)
 - イ 事業者又は現場管理者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、代理権を証する書面、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、申請の内容を審査し、相当と認めるときは、太陽光発電設備設置事業実施許可書（様式第5号）を事業者に交付するものとする。

3 条例第13条第2項第2号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 発電事業に係る防災上の措置に関する事項

ア 発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成等が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限のものであること。

イ 発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものであること。

ウ 現状の地盤面が斜度15度以上の角度をなしている区域（発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面の斜度にも準用する。）に発電設備を設置する場合は、土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合には、当該措置が講じられていること。

エ 事業区域内の雨水その他地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

オ 排水路、河川その他排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他施設が設置されていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

ア 事業区域内に育成する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限のものであること。

イ 発電設備の設置の伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 工事の施行に使用する工事車両による排気ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 太陽光発電設備が景観に与える影響を十分に検討するとともに、良好な景観の保全のための必要な措置が講じられていること。

オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

カ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。

キ 発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備は、周囲の景観に調和した色彩としていること。

ク 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他必要な措置が講じられていること。

ケ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項

ア 地域住民等から地域の自然環境等に関する情報及び懸念事項等の情報を聴き取り、事業区域及びその周辺地域の実情に即した事業計画を作成するために必要な措置が講じられていること。

イ 説明会等を行うときは、多くの地域住民等への事業計画の周知及び多くの地域住民等からの意見を聴取するために必要な措置が講じられていること。

ウ 発電事業の期間において、自治会の代表者及び地域住民等と当該事業に関する協議が継続的に実施できるために必要な措置が講じられていること。

(4) 発電事業の安全性の確保に関する事項

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請する場合にあっては、当該認定を受けることが確実であると見込まれること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請しない場合にあっては、同条第4項各号のいずれにも適合したものであること。

(変更の許可等)

第9条 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業変更許可申請書（様式第6号）に、前条第1項各号に規定する書類のうち当該変更に係る書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、太陽光発電設備設置事業変更許可書（様式第7号）を交付するものとする。

3 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業者の氏名若しくは名称又は住所（太陽光発電設備設置事業者を他者に譲渡する場

合を除く。)の変更

(2) 現場管理者の氏名又は住所の変更

(3) 工事の着手予定日又は完了予定日の変更

4 条例第14条第2項の規定による届出は、事業計画軽微変更届出書(様式第8号)によるものとする。

(工事着手の届出)

第10条 条例第15条の規定による届出は、設置工事着手届(様式第9号)によるものとする。

(工事完了の届出)

第11条 条例第16条の規定による届出は、設置工事完了届(様式第10号)によるものとする。

(事業の廃止)

第12条 条例第18条第1項の規定による届出をしようとする者は、太陽光発電設備設置事業廃止届(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項が確認できる書類

(2) 発電設備の撤去及び発電事業の廃止の後に生じた事項が確認できる書類

(3) 前2号に関する事項について、説明会等を実施した場合の実施状況が確認できる書類

(4) 発電設備の撤去及び発電事業の廃止の後の状況が確認できる写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

(公表)

第13条 条例第22条第1項に規定する公表は、吉賀町公式ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日規則第10号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

根拠法令等	区域の名称等
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項	・保安林の区域
砂防法（明治30年法律第29号）第2条	・砂防指定地
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項	・地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項	・急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項	・土砂災害特別警戒区域
自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項	・国定公園の区域
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項	・国指定重要文化財の存する区域
島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項及び第31条第1項	・県指定有形文化財の存する区域 ・県指定史跡名勝天然記念物の存する区域
吉賀町文化財保護条例（平成17年吉賀町条例第99号）第3条	・町指定文化財の存する区域